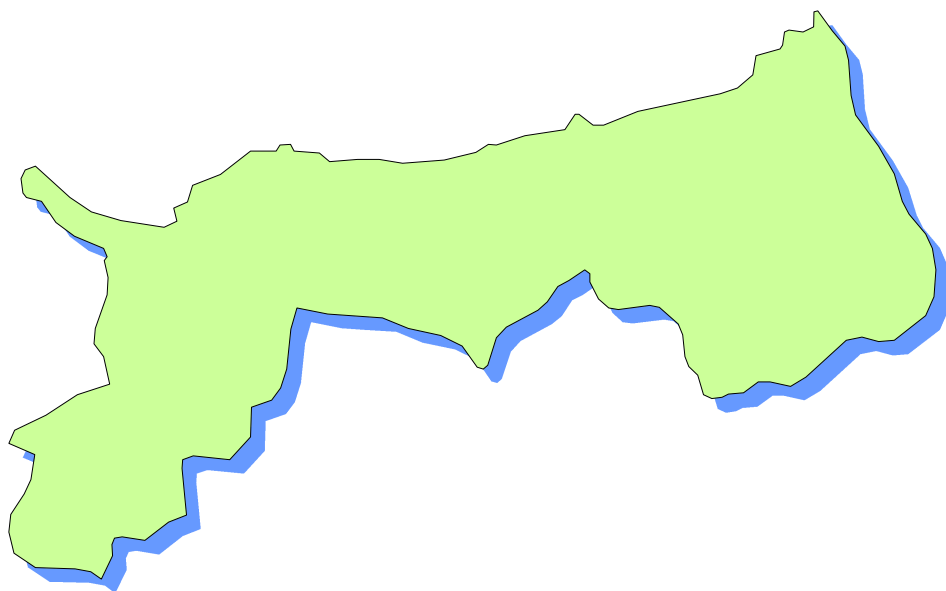


# 鳥取県危機管理対応指針



令和元年7月

鳥 取 県

<http://www.pref.tottori.lg.jp/>

# 目 次

<b>1 総 則</b>	-----	1
<b>2 平 素 の 準 備 ( レ ベ ル ① )</b>	-----	8
<b>3 注 意 体 制 に お け る 対 応 ( レ ベ ル ② )</b>	-----	10
<b>4 警 戒 体 制 及 び 非 常 体 制 に お け る 対 応 ( レ ベ ル ③ ~ ⑤ )</b>	-----	12
<b>5 事 後 対 策</b>	-----	18
<b>6 資 料 編</b>	-----	19
6-1 情報伝達様式	-----	19
6-2 想定される危機	-----	20
6-3 緊急連絡先一覧表	-----	22
県庁内各部局・市町村・消防・警察・関係機関		
災害拠点病院・医薬品等関係機関		
6-4 鳥取県における災害応援協定	-----	28
6-5 鳥取県危機管理委員会設置要綱	-----	29
6-6 鳥取県緊急対応チーム設置要綱	-----	31
6-7 鳥取県情報連絡室設置要綱	-----	33
6-8 鳥取県危機管理対策本部設置要綱	-----	34

# 1 総 則

## 知事を頂点とする危機管理初動対応のためのシステム

### 1-1 目的

この指針は、鳥取県における危機管理の基本的考え方を定め、危機に対する平素の準備段階から事後対策までの体制を強化し、総合的な危機対応施策を推進することにより、県民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安全を確保することを目的とする。

### 1-2 適用

(1) この指針は、次の場合に適用する。

- ア 県内で危機が発生した場合又はそれが予想される場合
- イ 県外において鳥取県に関係する人が危機に巻き込まれた場合
- ウ 県外において発生した危機について県への影響がある場合
- エ その他知事又は危機管理局長が必要と認めた場合

(2) この指針は、各種法令等に基づく対応を妨げるものではない。また、この指針の適用により危機管理上支障がある場合、当該危機への対応業務を所管する部局は、危機管理局に通知してその適用を除外することができる。

(3) 鳥取県地域防災計画、鳥取県国民保護計画、鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画、各部局の個別計画との関係

この指針は、県の危機管理における基本的な考え方（方針）を定めたものであり、個々の具体的な危機への対応に関しては、災害については鳥取県地域防災計画、武力攻撃事態等については鳥取県国民保護計画、新型インフルエンザについては鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画、その他各部局がこの指針に相当する計画やマニュアルを個別に定めている事案については当該計画等（以下「個別計画等」という。）によるものとする。

なお、各部局が個別計画等を策定、改定する場合は、危機管理局へ協議するものとする。その際、危機管理局は、関連する他の危機管理計画との整合を図るなど、県の危機管理対応の総合調整を行う。

(4) 指針の見直し

この指針は実践及び訓練を通じて随時見直し、修正する。

### 1-3 対象とする危機の範囲

この指針における「危機」とは、「県民の生命、身体、財産に重大な被害を及ぼす事態及びそのおそれがある事態」をいう。

この指針においては、それを「自然災害・大規模事故」「武力攻撃事態・武力攻撃予測事態・緊急処理事態」「新型インフルエンザ等新感染症対策」「その他の危機」の四つに分類する。

#### (1) 自然災害・大規模事故

##### ア 自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象をいう。

##### イ 大規模事故

大規模な火災若しくは爆発その他通常に対応によっては適切に対処しがたい程度に多大な人的・物的被害が発生し、又はそのおそれがある道路、鉄道、航空機、船舶、危険物取扱施設等における事故をいう。

#### (2) 武力攻撃事態・武力攻撃予測事態・緊急処理事態

##### ア 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

##### イ 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

##### ウ 緊急処理事態（大規模テロ等）

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

#### (3) 新型インフルエンザ等新感染症対策

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものをいう。

#### (4) その他の危機

通常に対応によっては適切に対処しがたい程度に多大な人的・物的被害が発生

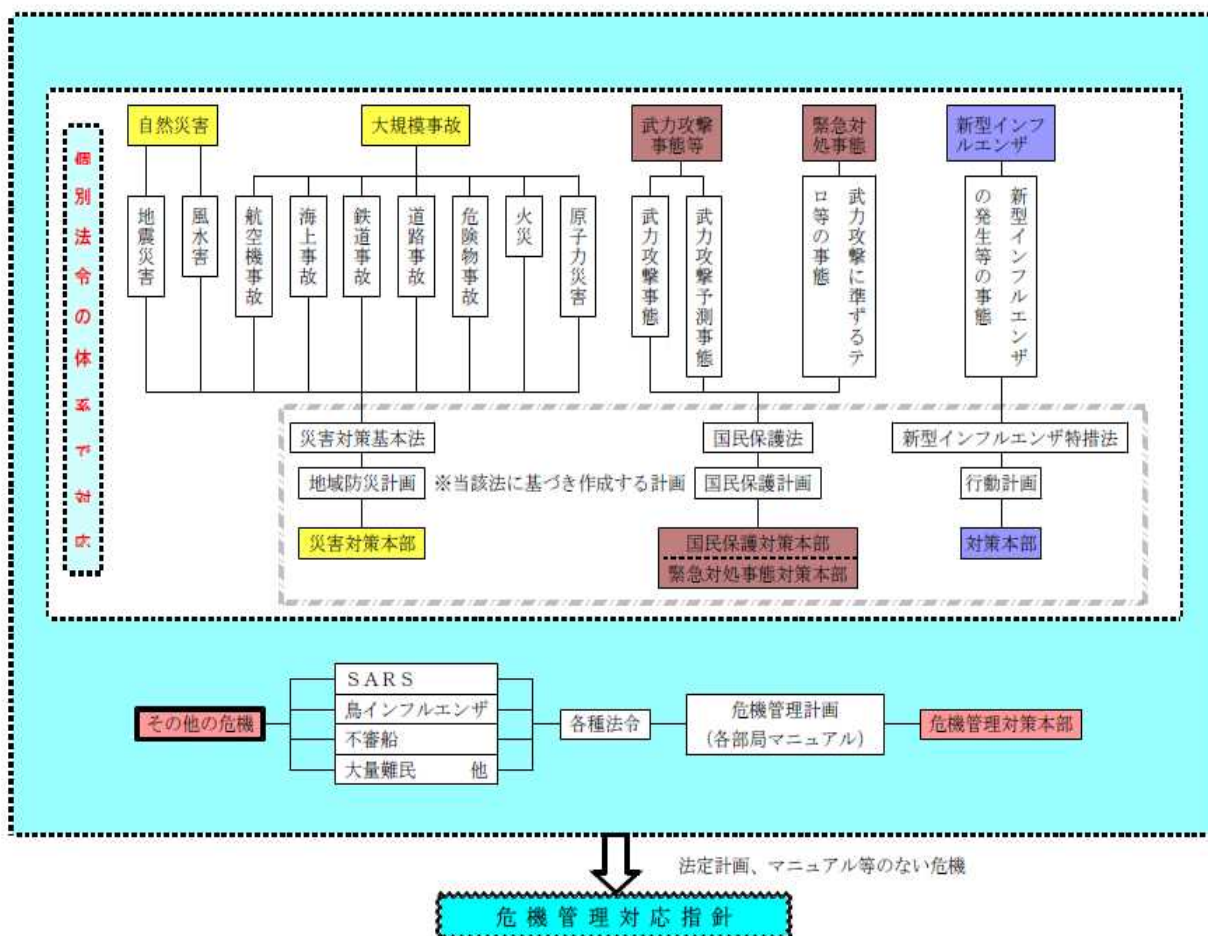
し、又はそのおそれがある事件であって、上記のいずれにも該当しないもの（北朝鮮ミサイル発射、鳥インフルエンザ等のまん延等）をいう。

ただし、被害が直接的、突発的でない財政危機、経済危機等は除く。

(5) 想定される危機

資料編6-2【想定される危機】参照

【指針と他の計画等との関係】



1-4 県の各機関の役割

(1) 危機管理局の役割

ア 県における危機管理の総括

イ 所管が不明確な危機、部局横断的な対応が必要とされる危機について、関係部局が行う対応を総合調整

ウ 主たる対応部局に対する助言・支援

(2) 危機管理担当参事監・参事の設置及び役割

県の危機管理体制を確立するため、次の職にある者を危機管理局危機管理担当参事監又は参事に兼務発令する。

危機管理担当参事監又は参事は、平素から危機管理局（危機対策・情報課）と連携し、その所属部局における危機管理能力の向上などを推進することにより、全庁的な危機管理体制を強化する役割を担う。

また、その所属部局に関係する危機事案が発生した場合には、所属部局内における危機事案への対処態勢を早期に構築するとともに、関係する他部局との連携を密にし、本県における被害を最小化するため必要な措置を講じる上での中核となるものとする。

#### 【危機管理担当参事監・参事】

令和新時代創造本部	新時代創造課長 広報課長
交流人口拡大本部	ふるさと人口政策課長
総務部	総務課長
地域づくり推進部	市町村課長
福祉保健部	福祉保健課長
子育て・人財局	子育て王国課長
生活環境部	環境立県推進課長
商工労働部	商工政策課長
農林水産部	とっとり農業戦略課長
県土整備部	技術企画課長
鳥取県教育委員会事務局	教育総務課長
東部地域振興事務所	東部振興課長
中部総合事務所	地域振興局長
西部総合事務所	地域振興局長 日野振興センター日野振興局長

### （３）各部局の役割

危機が発生し、又はそのおそれがある場合、その危機を所管する部局は、鳥取県地域防災計画、鳥取県国民保護計画、鳥取県新型インフルエンザ等行動計画若しくは個別計画等又はこの指針（以下「危機管理計画」と総称する。）に基づき次の対処を行う。

ア 危機の予防措置

イ 初動対応

ウ 関係市町村、関係機関、関係部局及び危機管理局への通報

### （４）県庁の危機管理能力の向上

危機管理局の職員（危機管理担当参事監・参事を含む）及び各部局の管理職員は、全庁的対応が必要な事案や複雑化する事案への専門性が確保できるよう、他部局の職員及び所属職員に対する指導・教育を行い、危機管理能力の向上に努め

る。

## 1-5 県の危機管理体制

### (1) 危機管理の段階

平素の準備から事後対策までの一連の危機管理業務を効率的に推進するため、次の5段階の対応レベルを設定し、それぞれのレベルに応じた対策を講じることとする。それにより、必要に応じて危機管理業務を長期、継続的に実施できる体制を構築する。

#### 【基本的な危機対応レベルと組織体制】

危機対応レベル		組織体制
	① 平時	各部局 (時間外等は危機管理局)
	② 注意体制 (危機の予兆を覚知した場合)	「情報連絡室」
	③ 警戒体制Ⅰ (危機発生のおそれが高まり、各部局で情報共有や対応準備を進める必要がある場合)	「緊急対応チーム」
	④ 警戒体制Ⅱ (危機発生のおそれがさらに高まり、総合的な対応が必要になる場合)	「〇〇危機管理委員会」
	⑤ 非常体制 (危機事案が発生し、またはそれが逼迫している場合)	「〇〇危機管理対策本部」 ■「〇〇」は案件 ■案件の内容によって主管する部局が対応

※ 危機対応レベルは、必ずしも上記の順に推移するとは限らない。  
(いきなり①→⑤ということもあり得る。)

なお、⑤によりある程度事態が收拾された後は、事後対策の段階となり、危機対応から次のような対応へと重点が移行する。

- ・被害の復旧対策、被害者の生活支援対策を推進すること。
- ・対応を点検・評価し、将来に向けて計画等の見直し、態勢の改善等を行うこと。

### (2) 平時（レベル①）

「鳥取県防災当直実施要領」に基づき、危機管理局において24時間体制の防災当直を実施し、情報の集約及び伝達に当たるとともに、危機等が発生した場合には、初動体制の立ち上げとそれが立ち上がるまでの初期対応を迅速・的確に行う。

防災当直員は、各部局の管理職（課長級）、危機管理局職員、防災連絡員（非常勤職員）により編成する。

また、危機の長期化への対応及び夜間・休日における当直体制の強化を図るため、危機管理局職員による待機班を編成する。

※ 各部局においても編成しておくのが望ましい。

### （3）注意体制（レベル②）

危機及びその兆候に関する情報を入手したときは、情報集約体制を強化するため、危機管理局（危機対策・情報課）に「情報連絡室」を設置する。

「情報連絡室」における業務は次のとおり。

- ① 情報の収集・分析・評価・伝達
- ② 関係機関・部局との連絡調整
- ③ 初期対応

### （4）警戒体制（レベル③～④）

危機が発生するおそれがある場合に、被害発生 of 広汎性等（被害の深刻さ、社会的影響、緊急対応の必要性等）に鑑み、部局横断的に迅速・的確に対応するため必要があると認めるときは、危機のレベル及び推移に応じ、知事を長とする「鳥取県危機管理委員会」又は危機管理局長を長とする「鳥取県緊急対応チーム」を設置する。

その業務は次のとおりであるが、対策本部（案件に応じて、鳥取県危機管理対策本部、鳥取県災害対策本部、鳥取県国民保護対策本部、鳥取県新型インフルエンザ等対策本部、鳥取県緊急対応事態対策本部又は個別計画等に基づく対策推進の総括組織をいう〔(5)を参照〕。以下同じ。）が設置された場合は、これに移行し、業務を引き継ぐものとする。

- ① 対応方針の決定（対応チームにあつては、その知事への協議）
- ② 関係部局の役割分担と連携要領の決定、その他の総合調整
- ③ 関係機関等との連絡調整
- ④ 情報の集約（収集、整理、分析）
- ⑤ 広報活動の調整・実施
- ⑥ 対策本部の設置の決定（対応チームにあつては、その知事への協議）
- ⑦ その他必要な事項



	鳥取県危機管理委員会	鳥取県緊急対応チーム
議長	知事	危機管理局長
副議長	副知事	危機管理局副局長兼危機管理政策課長
委員	統轄監 危機管理局長・令和新時代創造本部長・交流人口拡大本部長・総務部長・地域づくり推進部長・福祉保健部長・子育て・人財局長・生活環境部長・商工労働部長・農林水産部長・県土整備部長・企業局長・病院事業管理者 教育委員会教育長 警察本部長が指名する部長	危機対策・情報課長 消防防災課長 危機管理担当参事監・参事 その他関係課長 警察本部長が指名する課長

・・・資料編「鳥取県危機管理委員会設置要綱」

・・・資料編「鳥取県緊急対応チーム設置要綱」

#### (5) 非常体制（レベル⑤）

##### ア 危機管理対策本部

危機が発生し又はそれが逼迫している場合は、知事を本部長とする「鳥取県危機管理対策本部」を設置する。

「鳥取県危機管理対策本部」が所掌する業務は、基本的に「鳥取県危機管理委員会」の業務と同様である。

・・・資料編「鳥取県危機管理対策本部設置要綱」

##### イ その他の対策本部

災害対策基本法第23条第1項に規定する「鳥取県災害対策本部」又は国民保護法第27条第1項（国民保護法第183条において準用する場合も含む）に規定する「鳥取県国民保護対策本部」、新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条第1項に規定する「鳥取県新型インフルエンザ等対策本部」若しくは「鳥取県緊急処理事態対策本部」によるべきときは、鳥取県危機管理対策本部ではなく、それらの本部を設置する。

なお、個別計画等に別の規定があるときは、当該個別計画等に基づく対策推進の統括組織を設置するものとする。この場合においても、危機レベルの推移等により強力な対応が必要と認められるとき等には、鳥取県危機管理対策本部へ移行して差し支えない。

##### ウ テレビ会議等

対策本部長及び本部員が参集しての速やかな本部会議の開催が困難な場合には、対策本部長の了解を得て、テレビ会議、Web会議等によることができる。

## 2 平素の準備（レベル①）

### 方針

平素から危機の発生に備えた諸準備を行うとともに、関係機関との連携を保持して初動体制を維持、確立しておく。

### 2-1 情報連絡網の整備

電話やメールなどの情報連絡網は、初動時における第一報の伝達、職員の非常参集、市町村や関係機関との間の情報収集・伝達に不可欠なものであるため、確実に整備し、整備後も随時見直しを行う。

また、報告（第一報）は、巧遅より拙速を旨とすることを認識しておく。

### 2-2 各部局における危機管理体制の整備

#### （1）各部局

ア 各部局は、当該部局が対応すべき危機に備え、危機管理担当参事監・参事を実務責任者とし、部局長を長とする危機管理体制を整備しておく。

イ 各部局長は、いかなる時にも連絡が取れるよう連絡先を明確にしておく。また、勤務地を離れる等により迅速に参集出来ない場合は、あらかじめ代理で対処できるよう、各部局内で調整しておく。

#### （2）危機管理局（危機対策・情報課）

応急対策を迅速・的確に実施できるよう、危機対策・情報課は以下の対策を講じておく。

- ① 県民向けに提供すべき安全情報の収集整理
- ② 各部局間における連携方策等の事前整備
- ③ 危機管理に必要なデータベースの整備
- ④ 各部局が策定する各種マニュアル等の整合性確保のための助言、指導

### 2-3 防災連絡責任者、非常参集要員の指定

各部局長は、当該部局が対応すべき危機について、危機発生時等における関係者への連絡役となる防災連絡責任者を指定するとともに、全庁的な対応を必要とする場合における前述の各対応レベルに応じ、又は当該部局内で対応する場合におけるそれに準じた各対応段階に応じ、夜間・休日も含めて迅速・的確な対応をするのに必要な職員が参集し確保されるよう、所属職員の中から非常参集要員を指定しておく。

## 2-4 市町村及び関係機関との連携の確保

各部局は、応急対策を迅速・的確に実施するため、市町村及び関係機関との連携について、危機管理計画に係る協議・調整の機会も最大限に活用しつつ、連携確保の取組みを進める。

## 2-5 物資、資機材の確保

各部局は、当該部局における危機対応に必要な物資、資機材の計画的な整備に努め、定期的な点検と取扱いに関する訓練・講習を行う。

また、物資の不足分、特殊な資機材については、関係機関との協定等に基づき入手ルートを確保する。

## 2-6 訓練の実施

各部局は、当該部局における危機対応について自主的に定期的な訓練を実施し、所属職員の危機管理意識や対応技能等の向上を図りつつ、訓練を通じて危機管理計画に基づく対応体制の実効性を検証する。検証結果は、平素の準備、危機管理計画の修正に反映させる。

## 2-7 リスク・コミュニケーション

### （1）事前広報

各部局は、危機発生時における県民の混乱等を防止するため、平素から県民に対し、危機に関する知識や対策、訓練や自主防災活動への参加等について積極的な広報啓発に努める。

### （2）緊急時広報の準備

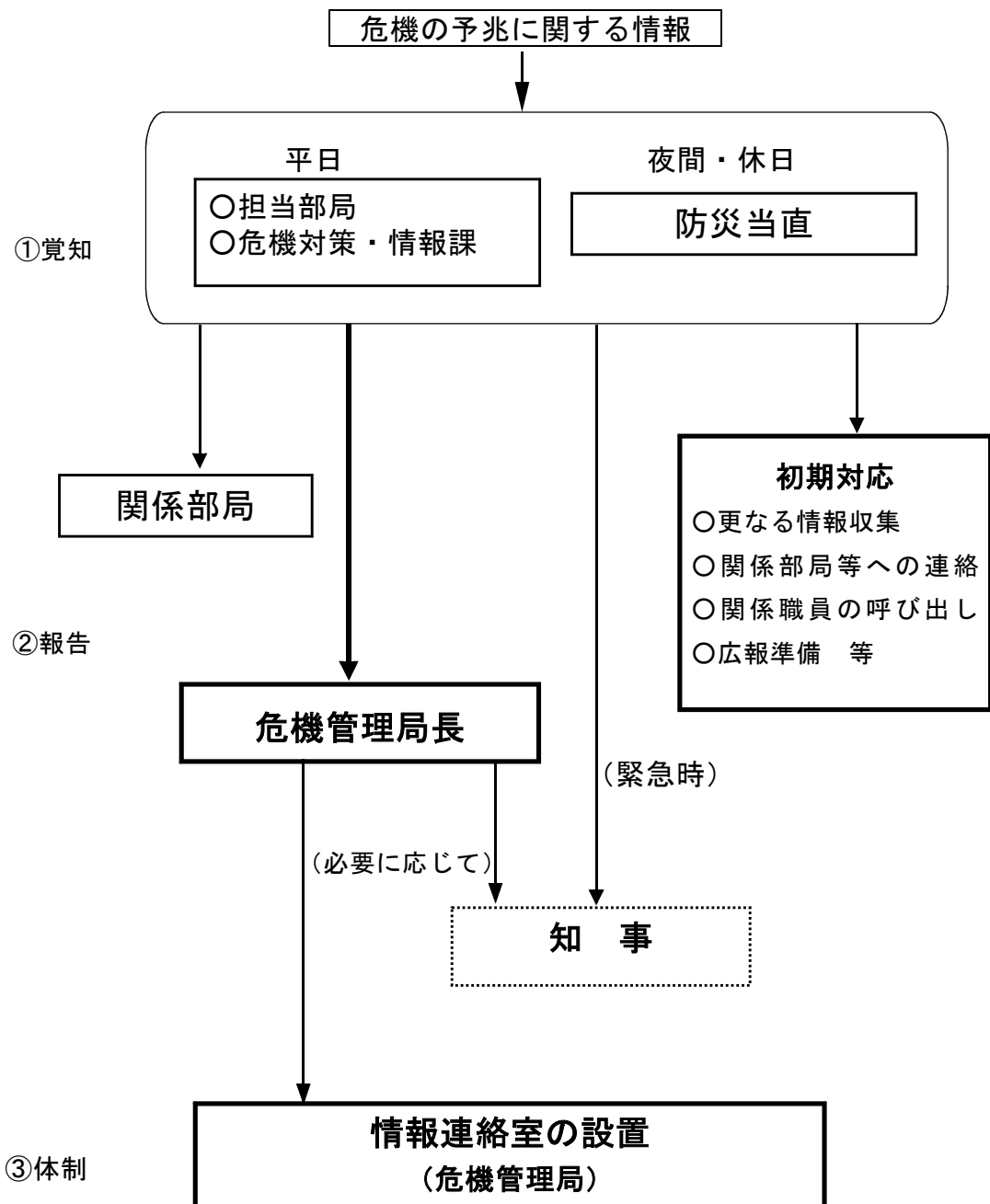
各部局は、危機が発生した場合に適切な広報が行えるよう、平素から緊迫した状況を想定したマスコミ対応のトレーニングや、緊急時用ホームページのコンテンツ案の作成・準備等を行っておく。

### 3 注意体制における対応（レベル②）

**方 針**

あるゆる情報網を駆使して、いち早く危機の兆候やその変化を速やかに察知し、危機への対処に向けて具体的な準備を始める。

【基本的対応フロー図】



### 3-1 初期対応

各部局若しくは危機対策・情報課又は防災当直は、報道機関、関係機関等からの情報により危機又はその予兆を察知したときは、速やかに危機管理局長へ報告するとともに、引き続き情報収集を続けて事態の推移と対処の状況についても適時に報告する。

また、必要に応じて関係部局、機関へ連絡するとともに、関係職員の呼び出し、県民広報の準備等を行う。

#### 【報告要領】

##### ● まずは第1報

危機の詳細が分からなくても、まずは速報を入れることを優先し（完全な報告にこだわる必要はない。）、その後続報として訂正・追加情報等を順次報告する。

#### 【報告事項】

##### ● 危機の内容が判明し次第、概ね以下の事項について報告する。

- 危機事案の概要（時間・場所・内容等）
- 被害の発生状況
- 被害の拡大に関する予測
- 県・関係機関等が行った（行っている、行う予定の）応急措置の状況
- 住民等の避難の実施状況
- 危機の発生原因
- その他特に留意すべき事項

### 3-2 「情報連絡室」の設置等

危機管理局長は、危機又はその予兆に関する報告を受けたときは、情報集約体制を強化して状況悪化等に即応できるようにするため、危機管理局（危機対策・情報課）に「情報連絡室」を設置する。

ここでは、危機又はその予兆に関する情報の発信源となった報道機関、関係機関等のもとより、あらゆる手段・方法によって危機又はその予兆に関する情報を集約し、分析・評価を行う。

また、集約した情報及び分析結果等については、関係機関等へフィードバックして情報共有を図るとともに、継続して関係機関等との円滑な連絡調整に努める。

### 3-3 対応準備

集約した情報及び分析結果については、随時知事及び危機管理局長に報告し、状況によっては、その指示の下、対応レベルを引き上げて体制、対策を強化するための諸準備を行う。

## 4 警戒体制及び非常体制における対応（レベル③～⑤）

## 方針

## 1 警戒体制

危機拡大防止措置と緊急事態対処のための具体的な準備（非常体制の準備）等を実施する。

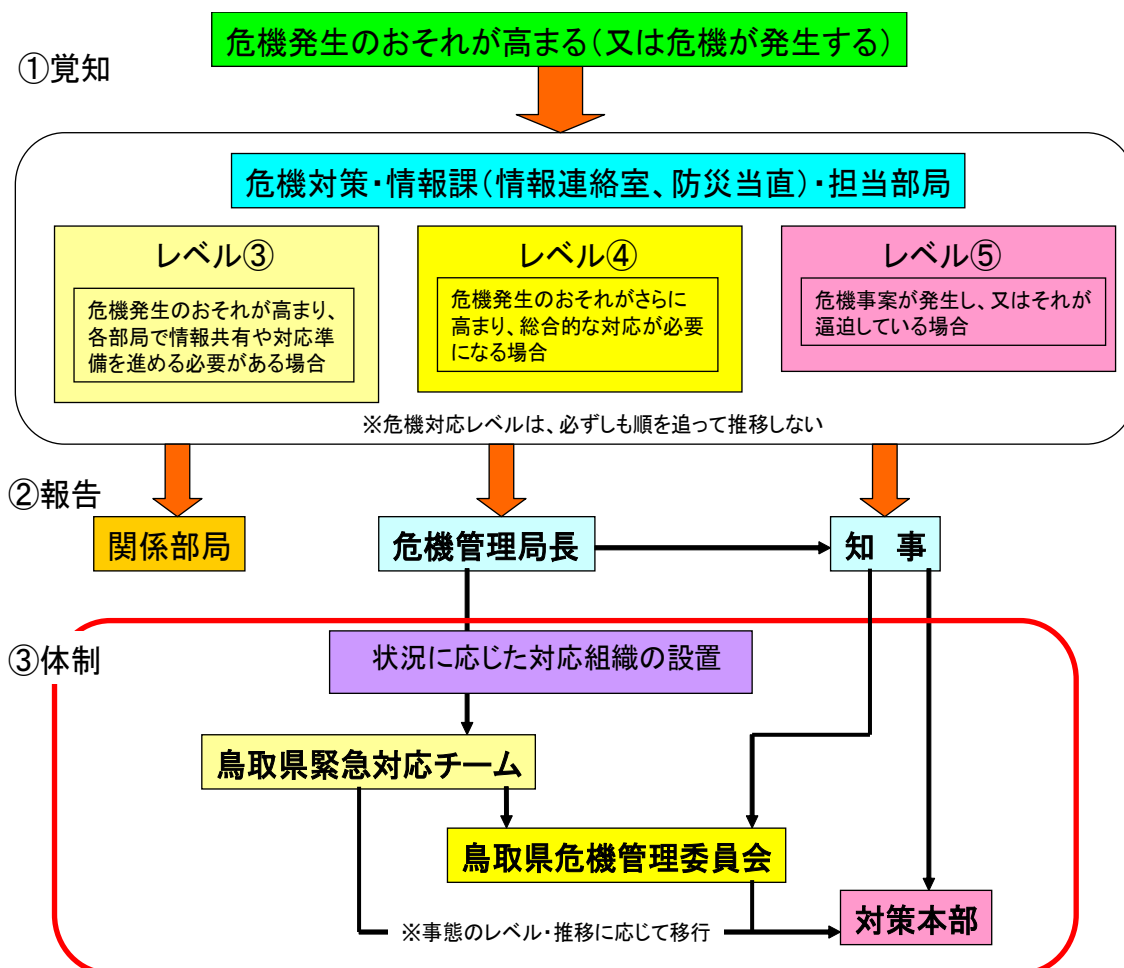
## 2 非常体制

危機を可能な限り早期に収束させ、県民の生命、身体、財産の安全や生活の安定を一刻も早く確保するために、

① 迅速な情報の収集・伝達・分析と初動対応

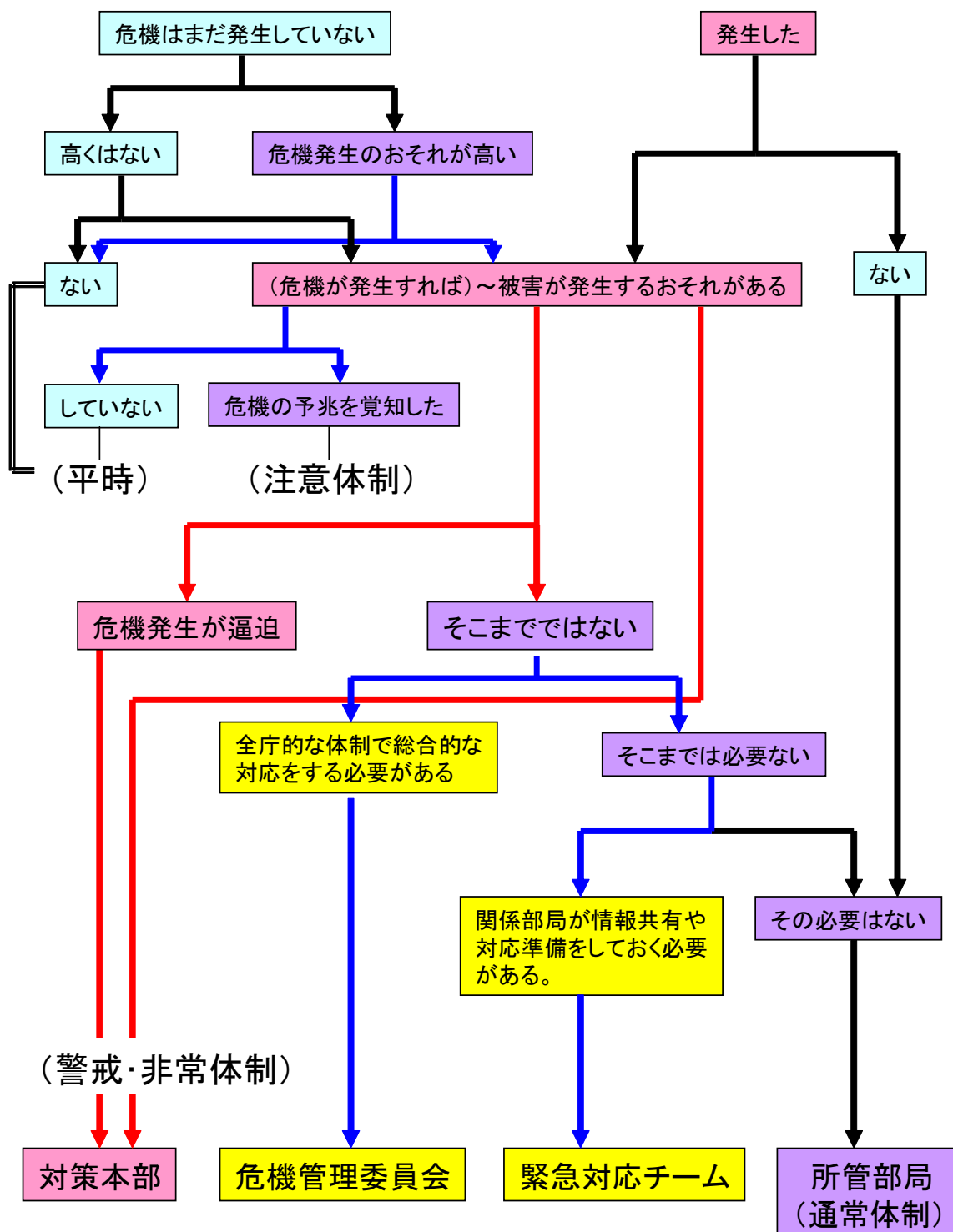
② 市町村や関係機関と連携した部局横断的な各種対策を迅速・的確に実施する。

## 【基本的対応フロー図】



【状況に応じた対応組織の設置】

【状況に応じた対応組織の設置】



#### 4-1 初動時における情報連絡

(1) 情報連絡に当たっての留意点

危機という非常事態においては、断片的なものであっても情報を迅速に通報し、詳細は追加情報として続報で報告する。

特に第一報については、連絡者及び報告を受ける者は、この点に十分留意する必要がある。

(2) 所管が明確な場合

危機の発生等に関する情報については、その所管が明確な場合は、まずその所管部局に当該情報を通報し、その報告を受けた所管部局長は、知事に速やかに報告して初動体制に関する指示を仰ぐとともに、あらかじめ定められた情報連絡網によって関係部局、関係機関及び危機管理局長へ当該情報を伝達する。

(3) 所管が不明確な場合

所管が不明確な場合は、まず危機管理局（危機対策・情報課又は情報連絡室）に当該情報を通報し、その報告を受けた危機管理局長は、知事に速やかに報告して初動体制に関する指示を仰ぎ、当該危機に対応する担当部局を指定（他に担当する適切な部局がないときは危機管理局を指定）するとともに、関係部局及び関係機関へ当該情報を伝達する。

#### 4-2 職員の非常参集

(1) 危機管理局職員の招集

危機管理局長は、危機が発生し、又はそのおそれが高まったと判断した場合は、必要に応じて危機管理局職員で編成した待機班を招集するものとする。

参集した待機班は、関係機関との連絡調整、情報の収集・整理・分析、報道機関への対応、ホームページによる広報などの業務を行う。

(2) 各部局職員の招集

各部局長は、当該部局が対応すべき危機が発生し、又はそのおそれが高まったと判断した場合は、防災連絡責任者に対し、あらかじめ指定しておいた非常参集要員に連絡し、速やかに初動体制を整えるよう指示する。

なお、情報が断片的で所管が不明確な場合でも、自部局の関連性等を広めにとらえ、若干でも関わりがありそうなら、必要な対応がとれるよう準備する。

また、各職員においても、危機が発生し、又はそのおそれが高まったと判断される場合は、進んで所属と連絡を取り、その指示に従って待機又は参集する。



### 4-3 緊急対応チーム、危機管理委員会、対策本部の設置

被害拡大のおそれ、社会的影響、緊急対応の必要性等に鑑み、部局横断的に迅速・的確に対応するため必要があると認めるときは、次のとおり、対応組織を設置する。

① 鳥取県緊急対応チーム

危機発生のおそれが高まり、各部局で情報共有や対応準備を進める必要があると危機管理局長が認めた場合。

② 鳥取県危機管理委員会

危機発生のおそれが高まり、総合的な対応が必要になると知事が認めた場合。

③ 対策本部

危機事案が発生し、又はそれが逼迫していると知事が認めた場合。

ここで、関係部局がこれまでに入手した情報を共有し、今後の対応方針等を決定して事態に対処する。

### 4-4 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

あらかじめ定められたルート・方法によるを原則とするが、必ずしもそれに拘泥せず、事態に応じて最も効果的なルート・方法で情報を収集する。

なお、必要な情報の収集漏れや情報の錯綜を防止するとともに、情報の精度をより高めるため、収集すべき情報項目を網羅した記録票等による情報収集に努める。

情報収集項目の概要	
1	<p><b>危機の概要等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危機の種別、概要</li> <li>○ 発生日時、場所</li> <li>○ 生命、身体、財産への被害の状況と拡大のおそれ</li> <li>○ 県民生活への影響の拡大状況（生活、交通等）</li> </ul>
2	<p><b>救急・救助・医療活動等の状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防、警察等関係機関の体制と活動状況</li> <li>○ 死傷者の人数、負傷程度、搬送先、住所・氏名・年齢等</li> <li>○ 搬送、医療体制の充足状況</li> <li>○ 広域応援の必要性</li> </ul>

**3 二次被害防止対策**

- 住民等の避難の必要性の判断と避難の実施状況
- 危険・警戒区域（避難区域）の設定状況
- 県民生活への間接的な影響状況とその対策

**4 収束、復旧の見通し**

- 避難の終了（予定）時期
- 交通の迂回路、代替手段、復旧時期
- その他県民生活への影響の収束時期

**（２）情報の伝達**

収集した被害状況や対策の実施状況等に関する情報は、応急対策の実施に当たっての連携に役立てるべく、必要に応じて県の地方機関や市町村、消防局、警察等の関係機関にフィードバックする。

**（３）情報設備等の活用**

情報の収集・伝達に当たっては、防災行政無線や災害時優先電話、ヘリからの画像情報提供システムなど、災害対策用の情報設備・資機材等を最大限に活用する。

**4－5 広報活動**

**（１）広報一般**

県民の安全や安心を確保するため、危機の状況、講じた対策、安全に関する情報等について、県民に対して、迅速・的確かつ適時・適切な広報活動を実施する。

それについての広報は、担当部局（担当が不明確な場合にあっては、4－1（3）により危機管理局長が指定した部局。以下同じ。）で一元的に行う。その際には、広報課と連携すること。

**（２）相談窓口の開設**

担当部局は、電話、電子メール、直接来庁等による県民からの相談、問い合わせに対応するため、必要に応じて危機に関する相談・問い合わせ窓口を開設する。

**（３）安否照会への対応**

安否に関する問い合わせについては、上記窓口でも可能な限り対応するが、各電気通信事業者により次のサービスが開始された場合には、これらによる確認を推奨する。

ア 災害用伝言ダイヤル171（NTT西日本）

イ 災害用ブロードバンド伝言板「web171」（NTT西日本）

- ウ ケータイ災害用伝言板  
（NTTドコモ、au、ソフトバンクモバイル等）

#### 4-6 救急・救助、医療活動

危機発生時における救急・救助や医療活動については、危機管理計画が制定されている危機においては当該危機管理計画又はそれに基づくマニュアル等に従い、それ以外の危機においては地域防災計画【災害応急対策編（共通）「防災関係機関の連携推進計画」及び「医療救助計画」】に準拠して、それぞれ実施する。

#### 4-7 避難活動

危機が発生し、又はそのおそれが高まって、住民の避難が必要になった場合には、各種法令に定める避難指示権者が迅速に避難指示を発し、関係機関が連携して的確に避難誘導を行い、住民の安全を確保する。

これについては、危機管理計画が制定されている危機においては当該危機管理計画又はそれに基づくマニュアル等に従い、それ以外の危機においては地域防災計画【災害応急対策編（共通）「避難対策計画」】に準拠して、それぞれ実施する。

#### 4-8 応援要請

- (1) 県は、自ら必要と判断した場合又は市町村等から要請があった場合には、自衛隊、海上保安庁等に派遣要請を行う。
- (2) 「中国5県災害時相互応援協定」「鳥取県と徳島県との危機事象発生時における相互応援協定」など既定の応援協定に基づき、必要に応じて他県、関係事業者等に応援要請を行う。  
※ 鳥取県における災害応援協定については、資料編6-4「鳥取県における災害応援協定」を参照

#### 4-9 緊急輸送

危機に適切に対応していく上では、人員、物資を必要なときに必要な量を送り届けることが重要であり、地域防災計画【災害応急対策編（共通）「交通・輸送計画」】に準拠して、緊急輸送を実施する。

#### 4-10 災害時要援護者の支援

危機に際しては、意思疎通や場所移動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等（災害時要援護者）に対する情報の周知・伝達や行動の支援・誘導に十分

#### 4 警戒体制及び非常体制における対応（レベル③～⑤）

配慮しつつ、地域防災計画【災害応急対策編（共通）「避難対策計画」】に準拠して、避難活動を実施する。

## 5 事後対策

### 方針

復旧・復興対策を実施し、当該危機の対処についての検証や再発防止策を講じるとともに、①危機管理計画の見直し、マニュアル等への反映、②職員への教育・訓練を実施する。

#### 5-1 危機の収束、体制縮小等

対策本部で、危機によりそれ以上県民等へ被害が広がるおそれなくなったと判断されたときは、速やかに報道機関等へその旨の情報提供すること等により、県民や事業者にその旨を周知する。

その後、応急対策も概ね完了し、後は関係部局がそれぞれに対応していけば足りると思われる状況になったときは、当該事案への全庁的な対応体制を廃止する。（対策本部も廃止する。）

#### 5-2 評価・検証等

今回の対応結果を今後の対策に反映するため、危機管理局及び各部局は、危機の発生原因や課題を整理するとともに、各段階における対応について評価・検証を実施し、反省点の抽出や改善策の検討を行う。

#### 5-3 改善策等の検討

危機管理局及び各部局は、当該危機への対応の改善策及び再発防止策について検討し、危機管理計画やマニュアル等の改善・見直しを行う。

#### 5-4 職員に対する危機対応教育の推進

危機管理局は、当該危機への対処経験を踏まえて、職員に対する実際的な研修訓練等を行う。

また、危機管理担当参事監・参事及び各部局の管理職員は、各部局における危機管理の推進役となり、所属職員に対し積極的に危機管理に関する研修・訓練等への参加を促すとともに、各職員の危機対処能力の向上に努める。





## 策定の経過

平成16年6月4日	施行
平成17年3月	一部修正
平成22年5月	一部修正
平成27年4月	一部修正
令和元年7月	一部修正



